

山梨県立美術館メタバース作品制作・展示、教育普及等業務仕様書

※山梨県観光文化部文化振興・文化財課が実施する本業務は、令和4年山梨県議会9月定例会において、当該業務にかかる予算が否決された場合は執行しないものとします。

1 業務名

山梨県立美術館メタバース作品制作・展示、教育普及等業務

2 業務目的

令和10年度に開館50周年を迎える県立美術館については、やまなし文化立県戦略に基づき、本来の美術館としての活動を更に充実させながら、先進的な取り組みを実施し、誰もが豊かさを体感できる、新たな価値を創造する場としていくこととしている。

本事業は、その取り組みの一環として、最先端デジタル技術の活用について、文化芸術に親しむ場である美術館の事業であるという文脈を踏まえ、メタバースの空間制作、作品展示、関連WSの実施をすることで、鑑賞者、参加者にその活用可能性を体感いただくとともに、その有用性を実証することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。

5 業務内容

(1) 現代美術作家を起用したメタバース空間デザイン及び作品の制作・展示

①次の要件に合致する作家を選定・起用し、メタバース空間デザイン・作品制作・展示を実施すること。

- ・山梨県出身者又は山梨県を主な活動拠点にしているなど、山梨県にゆかりのある作家であること
- ・美術賞での受賞や、芸術祭、展覧会等での発表実績等、県立美術館で取り扱う作家として、十分な資質・経歴を有する美術作家であること。
- ・NFT、メタバースを表現媒体として活用し、展覧会等への出品を行った実績のある現代美術作家であること。

②作品のジャンルは問わないが、県が構築するメタバース空間に適した作品かつ公序良俗に反しないものとする。メタバース空間の詳細は、追って報告する。

③メタバースの空間デザインに関しては、次の機能にふさわしいデザインとすること。詳細は県及びプラットフォーム提供会社と協議し決定すること。

- ・情報提供機能
- ・展示機能
- ・参加者相互の交流機能 等

④メタバース全体の空間デザインについては、2月中にデータを納品することとし、具体的な時期については、県と相談の上、決定すること。

データ容量や形式等詳細については、業者決定後、県、及び県で契約するプラットフォーム提供会社と相談の上、決定すること。

- ⑤作品展示については、11月末までに一回、2月以降に一回、計二回以上、内容を変えて実施すること。
- ⑥展示期間はR5年3月31日までとし、展示を延長する場合は県に協議すること。
 - ※11月末の展示は、本プロジェクトのために制作した作品でなくても可とする。
 - ※2月以降の一回は、本プロジェクトのために制作した新作を用意すること。
 - ※両展示について、NFTの作品を含めること。また、展示期間中、出品されているNFT作品の売買が行われる場合には、新たな所蔵者へ出品許諾を得ること。

(2) リアル空間における作品展示・撤収業務

- ①上記(1)で制作したメタバース上の作品に関連する展示物の制作、設置及び撤収。
- ②設置場所は県立美術館ギャラリーエコーとする。
 - ※展示に必要な資材・機材・什器等について、県が用意可能なもの以外については、用意すること。
- ③展示期間はR5年3月31日までとし、展示を延長する場合は県に協議すること。

(3) リアル空間におけるワークショップの実施

- ①次の要件に合致するワークショップを企画・実施すること。
 - ・参加者が、メタバースやNFTの活用可能性を感じることができる内容とすること。
 - ・(1)、(2)に携わる現代美術作家が実施すること。
 - ・美術館の教育普及事業にふさわしい内容として企画すること。
 - ・参加者がデジタル技術を活用した作品制作の体験ができるものとする。
 - ・制作した作品をメタバース空間上で展示・鑑賞可能なものとする。
 - ・対象は中学生までの子とその親とし、対象に対して、効果的な内容とすること。
- ②ワークショップは令和5年3月までに2回以上実施すること。実施日・回数については県と相談の上、決定すること。
- ③理解度や満足等に関するアンケートを実施すること。項目については、県職員と協議をおこない、決定すること。
- ④ワークショップの実施内容詳細については、事前に県職員に書面で提出し、必ず内容を協議すること。

(4) 印刷物作成

- ・(1)～(3)の内容に関して、入稿原稿を基に、以下のとおり印刷物を作成・納品すること。
 - A4サイズ
 - 表裏フルカラー、写真有
 - 紙：エスプリ FP 菊 90kg、部数：35,000枚
 - 納期：1月上旬

- ※ 画像加工、デザイン、レイアウトを含む。
- ※ 紙の種類等、印刷の仕上がりに関する内容は、デザインの観点から内容を協議の上、同等の別のものと差し替える可能性がある。
- ※ 完成原稿のPDFとaiデータを提供し、Web等での広報用に提供すること。
- ※ 山梨県立美術館の展覧会広報用印刷物を参照し、品質の基準とすること。
- ※ 納品場所：山梨県立美術館学芸課

(5) その他

- (1)～(4)の業務実施に係るすべての費用を見積に含めること。

7 提出物

(1) 令和5年3月 報告書の提出

5(3)のアンケート結果を含め、事業実施内容について報告書を提出すること。

(2) 部数 3部(別途、電子データ(CD-ROM等:正・副各1部)を提出すること。)

※電子データは、Microsoft Officeで処理できるファイル形式で記録すること。

(3) 必要な資料等については随時提出すること。

8 業務条件

- (1) 本県の条例、規則等を遵守し、本県の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、本県の承諾を得ること。
- (3) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。
- (4) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (5) 業務中に作成し、県に提出した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。
- (6) 打ち合わせ(Web会議形式による場合を含む。)は、県が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) 本業務において打ち合わせ、協議、及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、山梨県観光文化部文化振興・文化財課と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し提出すること。
- (9) 本業務に関連して制作された著作物について、県は、解説や広報の目的で使用するができるものとする。これらの使用にあたって、受託者に著作権料等を支払うことはしない。ただし、美術作家が制作する作品、及び、作品展示空間に関しては、メタバースにおける展覧会期中のみ、本条件を適用するものとする。